



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 昇 三
(コード番号 6 4 5 8 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 津 澤 勲
管 理 本 部 長
T E L (0 3) 5 6 4 0 - 4 1 5 9
(0 6) 6 3 6 7 - 1 8 1 1

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、監査等委員会への移行を決定し、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社におきましては、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、このたび監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 67 回定時株主総会におきまして、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行するため、監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 ①取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 ①<u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 ②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 ①取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 ①<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 ①取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役最高顧問および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、当社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 ①取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 ①取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役最高顧問および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>当社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 26 条 ①取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
第 31 条 (条文省略)	第 32 条 (現行どおり)
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(監査役の員数)	
第 32 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任方法)	
第 33 条 <u>①監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)
② <u>監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(監査役の任期)	
第 34 条 <u>①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(削除)
② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	
第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集手続)	
第 36 条 <u>①監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
② <u>監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
(監査役会の決議)	
第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録)	
第 38 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u>	(削除)
(監査役会規程)	
第 39 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めあるもののほか監査役会で定める「監査役会規程」による。</u>	(削除)
(監査役の報酬等)	
第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算 第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p>第 34 条 ①監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。</p> <p>第 6 章 計算 第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 第 67 期定時株主総会終結の前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</p>